

## 台風等の接近に伴う対応について

京都市地域に台風が接近し暴風警報・特別警報が発令された場合は、下記のような措置をとりますのでご理解の上、ご協力をお願いいたします。

### 記

- 1) 上記警報が午前7時より前に発令された場合  
危険防止のため保育園は『休園』とします。
- 2) 上記警報が午前7時以後（保育時間中）に発令された場合  
ただちに連絡しますので、お子さんのお迎えをお願いします。
- 3) 上記警報が午前11時より前に解除された場合  
保育開始時間は警報解除から1時間後とします。  
給食は9時より前に解除された場合、通常給食としますが、それ以降の解除の場合、準備ができませんのでお弁当をご持参ください。
- 4) 上記警報が午前11時以後に解除された場合  
保育園は『休園』とします。

時 間	暴風警報・特別警報	保育体制	給食体制
7時より前	発 令	休 園	
7時以後		休 園 もしくは 迎え要請	
9時より前	解 除	1 時間後 開 始	通常給食
9時以後			弁当持参
11時より前		休 園	
11時以後			

### 【注意】

- ☆ 特別警報とは大雨，地震，津波など重大な災害が起こるおそれがある場合に発令されるものです。
- ☆ この扱いは京都市地域に暴風警報・特別警報が発令された場合の対応となります。
- ☆ 上記以外の警報や各種注意報が発令されても，保育は通常どおり行いますので十分注意して登園してください。